

九州大学百年史 第9巻 : 資料編 II

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1524115>

出版情報 : 九州大学百年史. 9, 2015-08-31. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第二章 一九五〇年代の学生生活と学生運動

第一節 一九五〇年代の学生生活

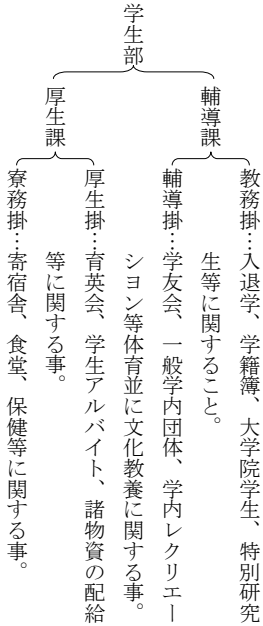
四〇四 学生部機構及び施設

『九州大学学生案内』一九五〇（昭和二十五）年度

学生部機構及び施設

(一) 機構

学生の教室外活動の助言或は厚生福利等の目的を果すために学生部は、次の機構の下に夫々の事務、或は助言を行っている。



学生部長は教授兼任でありその下に夫々二課長、四掛長があつて、事務官が之に当つている。学生にして各種の相談があつたら常に來

課懇談するようにしてほしい。其の他学生部には各学部教授、助教より選出された夫々一名よりなる学生部参与がおられて学生部の運営方針等を協議してその発展の為寄与されている。

(二) 施設

1 寄宿舎並びに寮

イ、教養部

所在地及び収容定員

(1)	第一分校寄宿舎 (旧福高)	第一分校構内	一〇〇名
(2)	第二分校寄宿舎 (旧久留米工専)	第二分校構内	二八〇名
ロ、本 校			
(1)	学生寄宿舎	本学構内	二九名
(2)	第一学生寮	同	三五名
(3)	第二学生寮	同	四〇名
(4)	第三学生寮	同	一九名
(5)	啓明寮	福岡市箱崎町原田	二二名

(6) 源 泉 寮 筑紫郡雑餉隈 四〇名
 (7) 津屋崎学生寮 宗像郡津屋崎町 一五名
 入寮手続其の他詳細に関しては直接学生部厚生課寮務掛に問合せ
 られたい。

2 食堂

学生が利用出来る食堂としては、全学々生食堂（法学部横）医学部
 恵愛団食堂、工学部学生食堂、農学部学生食堂、理学部学生食堂の
 五ヶ所がある。右食堂利用希望者は、全学々生食堂は学生部厚生課
 寮務掛に、他は夫々の食堂に照会されたい。

3 保健

学生保健上の指導者として、学医十四名がある。診療を希望する者
 は医学部学生は医学部学生掛、其の他の学部学生は学生部厚生課寮
 務掛に於て保健証を提示して、診療日誌を受領の上、所定の日に
 診療を受けることが出来る。本制度は本学と学友会保健部と協力し
 て行う学生の医療共済制度で疾病其の他の処置に依る経費に対し、
 定額の補助をなしており今日の社会情勢では重要な機能を果してい
 るものである。保健証の交付等詳細な事に関しては厚生課寮務掛に
 照合せられたい。

【各科学生診療時間表】

第一内科 木村学医 火、木 午後二時—三時

(地下室再来診療室)

第二内科	倉田学医	月、金	午後一時—三時
第三内科	佐藤学医	水、土	午後一時—三時
第一外科	西村学医	火、木	午前中
第二外科	光野学医	月、水、金	午前中
整形外科	宮城学医	月、水、金	午前中
齒科	末永学医	月、水、金、土	午前中
同科	村上学医	火、木	午前中
眼科	藤井学医	月、水、金	午後〇時—三時
耳鼻咽喉科	合屋学医	毎日	午後十時—十二時
放射線科	鴨井学医	火、水、金	午後一時—三時
皮膚科	奥野学医	毎日	午前中
泌尿科	望月学医	毎日	午前中
精神科	伊藤学医	毎日	午前中

(1) 日本育英会

4 育英会等奨学資金

イ 出願条件は成績優秀であつて経済的理由により修学困難
 な者に限つている。

ロ 奨学生の採用は其の都度揭示して一般学生より募集し学
 業、人物、家計の状態等を予め本学に於て綜合審査の上、
 日本育英会に推薦し、日本育英会に於て採否を決定する
 事になつている。

ハ 奨学生募集の時期は、年間概ね左の二期に分たれている。

(昭和二十五年年度)

第一期 四月
第二期 九月

ニ 奨学生の種類と貸与最高月額はその通り分類されている。

一般学生	月額 二、一〇〇円
特別奨学生	同 四、〇〇〇円
特別研究生	同 五、八〇〇円
医学実地修練生	同 二、一〇〇円
新制大学奨学生	同 一、八〇〇円

ホ 右出願の手続等詳細の事に就いては、学生部厚生課厚生掛に照合せらる。

ヘ 奨学金の返還とその猶予

1 返還金は新たな奨学生に奨学金を貸与する一部の財源となるのであるから所定の期間に育英会よりの請求を俟たず返金することになつてゐる。

2 返還金は数回分をまとめるか又は残額を一時に返還することも差支えない。

3 病氣其他正当の理由ある時には、申出によつて事情を調査して返還を猶予されることがある。

(2) 伊藤家育英会 最高給費 月額 四〇円

(3) 貝島育英会 最高給費 月額 一〇〇円

5 其の他の厚生施設

(1) 職業紹介

イ 卒業予定者の就職斡旋については、各指導教官並びに各学部学生掛と緊密な連絡を保ちつゝ其の推進を図つてゐる。

ロ 学生アルバイトについては、学友会アルバイト組合と表裏一体となつて其の開拓斡旋に當つてゐる。

(2) 物資配給

学習ノート、制服、制帽その他物資の購入等に関する事。

(3) 身上相談其他厚生活動

進学上に於ける一切の身上相談、並びに厚生活動等に関する事。

以上は学生部厚生課厚生掛で取扱つてゐるから遠慮なく申出でらる。

6 講演会其他

(1) 講演会、座談会

毎週土曜日の午後に行う全学共通講義及び随時学内教授又は学外等の知名の士による特別講演会、座談会等を開催して専攻学科以外、社会人としての円満な識見を深める機会としてゐる。

(2) 映画会、レコードコンサート

学友会と連繋を保ち、毎月二、三回夫々学内で開催、又市内各映画館の割引券等を発行し、其の外年二、三回主として農村の巡廻映画会等を催している。

(3) 開学記念祭、文化祭、卒業生送別会は、学友会と協力し年中行事として開催、文化、体育の向上と学生相互の親睦を計つてい

(4) 一般施設の使用

(イ) 電蓄（本学第六代総長荒川文六先生寄贈になる2Aブツシ

ユ、高周波オールウェーブ、スーパーマイク付十一球）

(ロ) 映写機 特に学内団体の希望があつた場合許可する事がある。

右使用希望者は学生部輔導掛に申込みたい。又学校の教室、演習室、講堂等の諸施設を利用したい時は所属学部の事務室に到り所定の手続を経て許可を待たなければなら

(1) 体育設備

7 体育施設

イ、運動場

工学部運動場
医学部運動場
各分校運動場

ロ、野球場……両運動場併用（各々バツクネットの設備がある）

ハ、庭球コート

全学用コート
医学部コート
農学部コート
各分校コート

ニ、バレーコート……全学用コート

ホ、バスケツトコート……全学用コート（バレーコート併用）

ヘ、水泳場

全学用水泳場
第一分校水泳場

ト、ヨツト、艇庫……博多湾、名島海岸。

(2) 使用手続

イ、団体使用の場合は学生部輔導課輔導掛にて所定の手続を経て使用のこと。

（但しヨツトの利用は講習会等特に指示する以外は一般の利用は当分見合はずこと）

ロ、個人使用の場合は当該体育部に申し出て許可を受けた後使用する

ハ、尚夫々の使用規則は厳に守ること。

体育用具借用手続

イ、左記の体育用具借用希望者は学生部輔導課輔導掛で所定の手続を経て借用する事が出来る。

口、現在備付用具

野球用具一組（バツクネット（移動式）を含む）

バレーボール

庭球用具

(4) 希望体育加入手続

年度始め学友会体育各部募集の掲示があるから夫々申込み
入せられたい。

8、集会所

三畏閣

西鉄宮地嶽線箱崎松原駅裏に在り。現在桐の間（四十二畳）

を一般に開放し各種団体の集會（歓迎會、送別會等）に使用

されている。本集会所を使用したいと思う場合は、数日前予

め学生部輔導課輔導掛に申出て、所定の手続を経て使用規則

に従つて使用する事が出来る。

9、掲示

本学に於ける正門並びに裏門の掲示板の利用は左記規則によつて使
用する事が出来る。

尚各学部所有の掲示板は、夫々各学部所定の規則に従つて使用する
ものとする。

- (1) 本学掲示場は各学部に通ずる掲示について使用すること
が出来る。

- (2) 右使用にあつては、学生部輔導課輔導掛に掲示物を届出で
捺印をうけなくてはならない。

- (3) 掲示内容に関するすべての責任は掲示したものが負わな
くなくてはならない。

- (4) 掲示場以外で掲示をすることは出来ない。但し特別の場合
は此の限りで無い。特別の場合とは大学の行事学友会等の行事

中特に必要を認めた場合をいう。

10、学内諸団体

學術、宗教、法律、經濟、文化及び同窓會、懇親等の団体を新たに
組織する場合は予め會長（本学教授、助教、講師）又は指導者の
内諾を得、学生部輔導課輔導掛に備え付けの所定の手続により届出
でられ度い。現在迄届出団体中上記の學術、宗教、法律、經濟文化
並びに同窓會に関するものは概ね左の通りである。

(1) 全学関係

九大基督教青年會 九州大学仏教青年會 白虹文学同好會

九大筑風會 九州大学英語研究會

(2) 医学部関係

ヒギエア會 九大觀世會 九大医学部短歌會 九大俳句會

(3) 工学部関係

九州大学物理研究會 通信技術自由研究會

九州大学工学部同窓會 九大社交舞蹈同好會 E E 會

(4) 農学部関係

農芸化学集談会 生物化学研究会 農業工学研究会

みつば会

(5) 法学部関係

法律研究会 政治研究会 中国学会 中国研究会

社会法研究会

(6) 経済学部関係 ソヴェート同盟研究会 西部社会学会

(7) 文学部関係

英文学会 九州史学会 西洋史学研究会 心理学徒談会

古典研究会 国文学会 哲学研究会 鳩笛句会

(8) 理学部関係 地質談話会

右団体に加入したい者は夫々の会へ直接申込みこと。

四〇五 “寮 入試よりも難しい入寮

〔九州大学新聞〕第三二四号

一九五二（昭和二七）年三月五日

“寮”入試よりも難しい入寮

パンパンの街、博多といわれるだけに、パンパン奴の数が多いがこれらは逆に学生の貸間を狭め、さらに間代のつり上げを刺激し学生の切実な問題となっている。特に新学期に本学に上ってくる新制二年の学生は、二月下旬の現在から部屋さがしに躍起となっている。

【本学】

五倍の入寮率

四月に本学に移ってくる学生は一分校五五〇名、二分校四五〇名となっているが、本学寮に入寮希望者が一分校七〇名、二分校一三〇名の多き上つている。

一分校は同じ市内にありながら七〇名もの入寮希望者を出すことは如何にその生活が不安定であるかが伺えるし、更に二分校（久留米）に至つては、実にその二〇％が入寮を希望している。

これに対して本学側の受入れ態勢はどうかとみると、本学進学者の入寮可能人員は約四十名で希望者の五分の一にしかならない。

寮務掛りでも、この問題には早くから頭を悩まし、昨年末に、本学裏にある旧鉄工所の女子工具寮を借入れて、松原寮となし、四十名の学生を收容し、部屋に困る多くの学生の非常な福音となつているが、その時の入寮希望者が二百三十名にも達し、寮務掛りすら、予定しなかつた数字であつた。

かく学生の部屋が少ないことは附近の下宿屋、間貸屋の部屋代を急激に上昇せしめ、一般学生の大きな負担となり、生活費の恐異をきたしている。

今まで使用しなかつた、屋根裏の物置きに、新しく白い紙を張り学生に千五百の高価で貸す所さえある。

寮の現状

て遮られ、夕ぐれの落付きはまた爆音によつてかき乱される。

一度び、博多に足を下したものは、街の騒音よりもさらにすごい爆音に、博多という街を見出すであろう。修学旅行の中学生を一夜宿舎に訪れた時、『他の街と変つた印象』を尋ねたら、『何時も飛行機が飛んでいること』と答へた生徒があつたことからわかるであらう。

又九大新入生歓迎会の時（経済学部）爆音の問題が早速取り上げられ、真剣に討議され、歓迎会が学生大会の様相を帯びてきたことによつても分るのであらう。

しかも、板付の空軍基地が恒久化されるに至つて、問題は学内の色々の面から生じてきた。以下もり上る学生始め、教授、その他の人々の真剣な声を聞くことにする。

一、爆音の実態

本来板付航空基地は、九大から数⁺の近くにありということと共に、海風と陸風の關係で、日中は九大の方向に向つて飛び立ち、朝夕は、九大の上から下りねばならない（元航空兵―経済学部学生談）ということになつており、板付に飛行場がある限りは、是が非でも九大の上空を低く飛ばなければならないということになる。

一体授業にどれ位、支障をきたすかというのは、次の一学生（経済学部）のデータをもつてくれば十分である。

九月二十二日、第二時限目で場所は経済演習室、なおこのデータ

をとる時に、例えば自動車、オートバイ、電車更に上空を飛んでいる爆音などの騒音が、いくつかはあるがそれは音のために講義を中止する程のものではない。

データに出てきた回数は、どうしても講義をやめざるを得ない、また続けて語つても全然無駄になるといふものである。

このように講義は容赦なく中断され、せつかく教授の熱がいろいろとするのが、その度毎に打破られ、急い講義は低調なものになつてしまふ。

更にこのデータを裏付けるものとして法学部二年のT君は九月十九日、一時限目、約一時間の間に十八回、九月二十五日、四時限目（午後三・四〇―五・四〇）この二時間に爆音二十七回に遮断されたということを知らしてくれた。

爆音の物理的解剖

回数	その時刻	講義をとめた長さ 測定開始
一	一一、〇三	九
二	、一三	一五
三	、一七	一二
四	、二九	七
五	、三〇	七

10 (デシベル)	木の葉が微風でゆれる								
20	西 公 園								
30	東 公 園								
40	静 かな 町								
50	main road								
60	デ パー ト								
70	天神町交差点								
80-90	プロペラの飛行機								
90	ニューマテック・スチーム ハンマ								
100-120	Z 機								
120-130	普通の耳では最高のもので 聞きわけられない								

二二〇 九 八 注 七 六
 二二 〇
 、三二 〇、一四 〇、一
 、三五 二、一六 二、一
 、三二 二、一四 二、一
 測定終止 八 七 一二 一二 八 一〇 七 一〇

二神哲五郎教授談

Z機の爆音は大体一〇〇—一二〇デシベルです。こういつてもはつきりしないでしょうから左の表を参照しましょう。

注、八〇—九〇デシベルは部屋の柱時計の音が他の雑音のためにすつきり、かき消された場合を思えばよいでしょう。なお一二〇—一三〇以上になると耳では判別することが出来ず、測定機を使用せねばわかりませんが、この時人間は頭痛感をもよおしてきます。

佐藤 博教授（応用理学）

Z機は今までの飛行機に比べて、相対的に重くなり、またスピードが非常に速くなっています。また離陸して簡単に高度を取ることが出来ないようになっていきます。

二、その他の意見

今中次鷹教授（法学部）

福岡ではゼット機の発着で、講義は聞きとれません。学生も一瞬天井を眺めて暗然としておりますが先生もボカンと教壇に立往生です。戦争と文化の矛盾がこの瞬間ほど痛切に味われることはありません。
 （中略）過去五年の日本民主化の努力は、これで水泡といつても大げさではないと思います。（改造八月号）

行川幸之（法学部法律学科、廿三年入学、民法判例研究会所属）

短的にいえばあの爆音は廿世紀のヒステリックな一奇型、すなわちアメリカ帝国主義の必然的産物であり、それは、僕の文明（生活、

平和、幸福)の、唯一最高不具戴天の敵である。

日生(法、政、24入学)

夜おちおち寝ることができぬ学生ははるばる箱崎から汽車通学、電車通学の不便をおかしてまで遠方に下宿を求める。静かな一時の瞑想が妨げられ必然的に思想が鈍り且また精神分裂症に陥る。

四〇七 九大生活 制服の対立

『九州大学新聞』第三一九号

一九五二(昭和二十七年六月五日)

九大生活 制服の対立

ある晴れた日の午後のことである。空には相も変わらず醜悪な音を響かせて、ジェット機が朝鮮を指して飛んで行く。法文経ビルの横の芝生には、昼食を終えてのんびりした学生達が三々五々屯ろしている。その中の一群れにドツと笑い声が上がった。そこで近寄つて『何だ何だ。どうしたんだ』と声を掛けると、一人が笑いを抑えながら、気軽な話してくれた。それは次のような話である。Aが先日アルバイトで野球場に行つた時でのことである。押し寄せて来る観衆の整理のために、遂に交通整理の巡査が出張して来た。詰めかける観衆は早く見たいので、警官の制止も聞くどころではない。折角の整理もすぐに乱れてしまう。とうとう警官も業をにやして、声をからして大声で叫ぶと、観衆の中に声あり。『そげなことという九大の学

生さんば呼んで来るばい』

☆

またわき起る笑い声の中に、一しよに捲き込まれて笑っている中に何時しかそれは苦笑いに変つて来た。今まで再三生じた学生と警官との問題が、町の人には単に制服対制服の対立としか映じていないのだとしたらなんと皮肉なことなんだろうと思つたからである。

☆

町の人々が、大学生とは崇高な学問をしている人間であり、警察とはおつかない所であり、ともに縁遠い存在であると考え、その対立を自分達とかけ離れたものとして眺めているなら、俺達は一体どうしたらよいのかと考えにふけつてみると、傍で二人が暴れ出した。それを見て他の一人がいつた『暴れるのなら学校の外に行つてやつてくれ』すると暴れていた中の一人が『馬鹿をいうな。学生と警官が暴れるのは学校の中だぞ』とやり返した。

☆

☆

破壊活動防止法案が、むかしの治安維持法みたいに悪法であるらしいということはある。しかし、そんな悪法をなぜ政府が作るうとしていいのか難しいことはよくわからない。

誰だつて大きな声で話をしたいし好きなことを研究したいんだ。そのようなことが不可能になつた世の中なんて一寸考えただけでいやになる。おまけに地下に張つてあるピラを読むと、その後で間もなく若い者は兵隊に引張られるということだ。鉄砲持つて再軍備する

奴こそ破壊活動を準備する者ぢやないか。警官が学校の中になぐり込むのも、学生と警官の問題も単なる制服の対立ではないというところがやつとわかり出したような気がする。

始業の鐘の音に、芝生から腰を上げながらこう考えた。

日本の国民の大多数がこのことをわかつてくれたら、破防法なんてものはいらなくなるだろうと。

第二節 一九五〇年代の学生運動

四〇八 九州大学学生会規則

『九州大学新聞』第二八八号

一九四九(昭和二四)年九月一日・一五日合併号

九州大学学生会規則

第一章 総則

第一条 本会は九州大学学生会と称する

第二条 本会は強固なる自治の下に学問の自由を守り会員相互の親和、学芸の研鑽、身体の練磨、生活の確保につとめ、そうして会員全般の発展向上を計ることを目的とする

第三条 本会の事務所を九州大学内におく

第四条 本会の年度は毎年四月に始まり翌年三月に終る

第二章 会員

第五条 会員を正会員、賛助会員、特別会員及び名誉会員に分る

第六条 正会員は本学学生選科生及び附属医専生徒とする

第七条 賛助会員は入会を申出た卒業生及び選科終了者とする

第八条 特別会員は本学学長、教授、助教授、専任講師、事務局長、学生部長、両部局の各課長、各学部事務局長並びに入会を申出たその他の教職員、特別研究生、大学院学生、研究生とする

第九条 名誉会員は本会に功労があつた者の中から協議会がこれを推薦したものとす

第三章 事業

第十条 本会は第二条の目的を達成するために左の総部及び部を設け事業を行う

一、庶務部 各学部団体との連絡、庶務及び他の総部に属しない同好会等の団体の事務的統轄

二、文化総部 一般文化的行事の企画運営並びに音楽部、美術部、

映画部、茶道部、弁論部、文芸部、社会部、社研部、演劇部、

エスぺラント部及び各種學術研究会文化団体等の部の事務的統

轄

三、体育総部 一般体育行事の企画運営並びに陸上競技部、野球

部、軟式庭球部、硬式庭球部、水泳部、ヨット部、ラグビー部、

籠球部、排球部、山岳部、ホッケー部、卓球部、空手部の事務

的統轄

四、厚生総部 一般厚生福利事業の企画運営並びに食堂部、アル

バイト部の事務的統轄

五、新聞部 新聞に関する事業の運営並びに企画

六、調査統計部 統計調査に関する事業の企画運営並びにその事

務的統轄

七、保健部 疾病その他により療養の必要を生じた時相互に扶助

し、結核の予防に留意し健康一般の増進をはかるための保健事業の運営企画

第四章 組織及び役員

第一項 一般事業の統轄及び事務組織

第十一条 本会は左の役員をおき会務を処理する

一、会長：一名、会長は九州大学学長とする、会長は協議会の決議によつて一切の事業を統轄する

二、副会長：八名、副会長は各学部長及び医学専門部長とする、

副会長は会長を補佐し、会長に事故があつたときは中一名がこれを代理する

三、中央執行委員長：一名、中央執行委員長は代議員会の互選によつて決定し会長にこれを報告する、中央執行委員長は執行部

を代表する

四、中央執行副委員長：二名、中央執行副委員長一名は中央執行

委員の互選によつて定められ、会長にこれを報告する、中央執

行副委員長は中央執行委員長を補佐して、委員長に事故があつ

た時は、これを代理する

五、中央執行委員：十五名、中央執行委員は庶務部八名、文化体

育総務部から各二名、厚生新聞、調査統計部から各一名所属総

部委員の互選によつて定められる、中央執行委員は所属総部を

統轄して中央執行委員会を構成する、中央執行委員は総部間の

連絡統制に当り事務全般の運営を計る

六、書記長：一名、中央執行委員会において互選し代議員会の承認を得て確定する

七、書記：若干名、中央執行委員会が総部委員中若干名にこれを委嘱する、止むをえない場合に限って他の委員にこれを委嘱することがある

八、庶務部委員：八名、各学部付属医専の自治団体から各一名を互選する

九、総部委員：若干名、総部委員は各幹部の中から互選され所属総部の執行委員会を助けて部務を掌り総部委員会を構成する

十、部幹事：二名、部幹事は各部の正会員から選び、中一名を代表としてその部務を統轄する、幹事は幹事長を助けて部務に従事する

第十二条 正会員の役員の任期は一ケ年とする

第十三条 中央執行委員会は執行の最高責任機関であつて中央執行委員長、中央執行副委員長及び中央執行委員で構成する、その事務機関として書記局をおく

第十四条 庶務部委員は所属部幹事と連絡協議会を構成して各部の発展を計る、庶務部の事務運営のために各々囑託若干名をおくことが出来る

第十五条 代議員会は中央執行委員長、疾病その他の事由によつ

てその任に適しないと認められた時は、議決によつて更迭する事ができる

第十六条 部はそれだゝ内規を設けることができる、但し中央執行委員会の承認を受けなければならない、内規中本規則に反するような条項は無効とする

第十七条 保健部の運営は別に定める

第二項 代議員会及び中央常任委員会

第十八条 代議員会は原則として執行委員会の召集によつて五月、十一月、二月に開催される、また左の場合には執行委員長は臨時に代議員会を開かねばならない

一、中央常任委員会、中央執行委員会の議決による要求があつた時

二、学部自治団体内、三自治団体以上の要求があつた時

三、代議員の四分の一以上の要求があつた時

四、学生三百名以上が連署でもつて要求した時

第十九条 代議員及び中央常任委員会は互選によつて議長を定める

第二十条 代議員会は公開する、但し代議員以外の者の発言はあらかじめ代議員会の議決によつて許された者の外は許されない

第二十一条 代議員会は正会員の最高意志決定機関である

第二十二条 左の事項の正会員の意志は代議員会において決定される

一、本会運営に関する重大方針

二、規約の変更

三、中央常任委員、中央執行委員長、副委員長、委員の任免、不信任

四、予算及び決算の承認

五、重大な事項についての全学生の態度を決定する場合

六、その他の中央常任委員会が代議員会の議決を必要と認めた事項

第二十三条 代議員会は左の場合解散する

一、学生大会または三学部以上の自治団体が代議員会の解散を要求し、一般投票に問うてこれが過半数以上で支持された場合、

但し一般投票総数が正会員数の二分の一以上である場合効力を発生する、学生大会による要求は第二十九条第四十条によつてなされる

二、代議員自ら解散を議決した時、但し代議員数の三分の二以上の可決を要する

第二十四条 代議員会は解散の場合新代議員の構成されるまで本会を運営する

第二十五条 新代議員は解散後前期代議員十名で以つて構成される選挙委員会により三十日以内に出され、直ちに新代議員会を構成しなければならない

第二十六条 中央常任委員会は代議員会と、次の代議員会の間にお

ける第二十二条に掲げる以外の事項の決議機関であり、決議事項は次の代議員会の承認を得なければならない

第二十七条 中央常任委員会は左の場合解散する

一、代議員会が解散を議決した時

二、中央常任委員会自ら解散を議決した時、但し委員の三分の二以上の可決を必要とする

第二十八条 中央常任委員会が解散した場合には代議員会は十日以内に新中央常任委員を選出しなければならない

第二十九条 代議員会及び中央常任委員会は各委員の二分の一以上の出席を得なければ議決をすることはできない

第三十条 代議員会及び中央常任委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長これを決する、但し第二十二条第一号、第二号、第五号の場合は代議員の三分の二以上の出席、並びに出席数の三分の二以上の可決を必要とする

第三項 代議員及び中央常任委員

第三十一条 代議員及び中央常任委員の任期は一カ年とする、但し解散後選出された代議員及び中央常任委員は、前期委員の残期間とする

第三十二条 代議員及び中央常任委員は毎年十一月に新委員の選出を行うものとする

一、代議員及び中央常任委員定数の三分の一以上

二、各学部定数の二分の一以上

第三十四条 代議員数は各学部及び付属医専毎基本数二十名に、所属正会員の百名に一名の割合（四捨五入）で選出された合計とする、選挙方法については別に定める

第三十五条 中央常任委員は代議員中から各学部毎に六名を互選する、但し中央執行委員であつて中央常任委員でない者は代議員会の承認をえて中央常任委員となる

第三十六条 中央常任委員は本会と各学部の自治団体との密接な連絡に当る

第四項 学生大会

第三十七条 中央執行委員長は定期の他、左の場合は学生大会を召集しなければならない

一、代議員の議決のあつた時

二、学部自治団体の中四自治会以上の要求があつた時

三、正会員四百名以上の連署でもつて要求があつた時

第三十九条 議決をとるに必要な学生大会は正会員八百名以上、但し各学部二割以上出席することによつて成立する議長はその都度選出する

第四十条 学生大会の議決は出席者の二分の一以上の可決を必要とする

第五項 協議会

第四十一条 協議会は会長、副会長、中央顧問、中央執行委員で構成される

第四十二条 協議会は学友会運営に関する各種重要事項を審議する、ただし学内自治については関与しない、これについては中央執行委員長が責任を有するものとする、ただし協議会は諸事項に関し協議を行う

第四十三条 協議会は六月、十二月、三月の定期に会長が召集する、ただし構成員の三分の二以上の要求があつた時は会長は直ちに召集しなければならない、協議会は構成員の三分の二以上の出席をもつて成立し、出席員の三分の二以上の賛成で決議する

第六項 顧問

第四十四条 本会に左の顧問を置く

一、中央顧問 中央顧問は事務長学生部長及び総部顧問より互選された者三名、学生部参与より互選された者二名、本学特別会員である職員の中より互選された者一名とし会長がこれを委嘱する

二、総部顧問及び部顧問 総部顧問及び部顧問は総部及び部毎に特別会員中から各部の推薦によつて会長がこれを委嘱する、総部及び部の運営に協力する、また部の事情により部長をおくことができる

第五章 庶務会計

(省略)

附則

第五十二条 本会において決定した事は各学部自治団体はそれに従わなければならない、但し止むを得ない場合は自主性を認める

第五十三条 各総部内の新設廃止は当該連絡協議会において決定し

中央執行委員会及び代議員の承認を得て確定する

第五十四条 本規則における凡ての会においては委任状は認めない

また各議決においては仮決議をすることは出来ない

第五十五条 本規則において各学部自治団体と称するのは(例えば

医学部自治会等)とする

本規則は昭和二十四年九月二十一日よりこれを施行する

四〇九 学内自治活動について

『九州大学新聞』第二九一号

一九五〇(昭和二五)年一月下旬)

学内自治活動に就て

学生自治会の改組問題は、戦後における九大の大きな課題であったが、およそ一年半にわたる各方面からの審議の結果、昨年の六月に、旧来の自治会と学友会とを統一して、あたらしく九州大学学友会として発足した。これによつて、学内の自治活動問題は、一応あ

たらしい方向への緒についたとみられていたのであるが、しかしそれ以来の学友会の具体的な動きは実に遅々とした有様で、何ら局面打開の努力はなされていまいようである。それから半年以上も経たさる一月二十八日、ようやく第一回の代議員総会ならびに中央執行委員会が開催されたのであるが、それについて、学生全般のいま一層の奮起と、学友会運営当事者のいま一層の努力とを、この際つとめて要望しておきたい。

現在学生全般の学友会執行当事者に対する関心は極めて低いようである。敗戦直後の、あの解放された喜び、学問の自由に対する大きな希望、学生全般は大きな期待と喜びとを以て、続々と学生自治活動戦線に駆せ参じたのであつたが、それから五年、より一層の関心と努力とが学生の自治活動に対して払われなければならない現在、それらはようやく下火になつて、反動政治のよき協力者たるの任を消極的には負っている結果に至つていとみられる。あの当時の学生の学生自治活動を通じての政治に対する異常な関心は、しかし、ただ単にアプレゲールの風潮にしか過ぎなかつたのではないか。しかしまたその反面じつくりとした批判と反省が起つていゝことも否めない。学生は学友会を通じて、この自治活動ないし、ひろくは、現在の日本の政治そのものに対しての批判と反省と、さらにそれを通じての、実践的な活動とを養い育てて行かなければならない。

そしてそのためにはまず第一に学生全般の学友会に対する結びつ

きが強固にならなければならぬ。もともと学友会は学生全般そのものの学友会であり執行当事者は、いわば学生全般の意向に従って活動しなければならぬのであつて、それが本来の自治活動であるはずなのであるが、現在それは全く逆でありまた実際には、それは現状においては望むべくもないようである。これは、学生全般および学友会執行当事者の双方に責任がある。

一例をあげれば、こんどの代議員選挙であるが、特に法文経各学部では、立候補者に対する投票者は極くわずかで、そのために、今年の十一月以来、数回にわたつて選挙をやりなおさねばならなかつた。このようにして選ばれた代議員諸氏のどれだけ学生の意志が反映しているか甚だ疑問視せざるを得ない。いうまでもなく代議員会は、学友会正会員の最高の意志決定機関である。それがこのような状態では甚だ心許ないというほかない。選挙管理当局者の手落ちもあつたであろう。そのために、容易に学生の投票が集まらなかつたということもあろう。しかし、結局これは学生の学友会に対する関心の薄い証拠であり、しかもさらに、学友会当事者が、学生の自覚を促し得なかつたというよりも、学友会のあり方そのものが、何か学生全般とはかけはなれた存在であるかのような印象を学生全般に与えているのではないかという点についてもまた、学友会執行当事者の大きな反省を促がしておきたい。

これは学友会のタテの組織のあり方についてのほんの一例に過ぎ

ないのであるが、さらに第二に、ヨコの結びつきについて一言するならば、いままでの学友会における各部、すなわち、庶務部、文化総部、体育総部、厚生部、新聞部、調査統計部ならびに保健部の相互間における脈絡が全然みられず、それぞれの部はおの孤立して事業をおこなつており、そのために非常にセクト的な風潮をかもしており、また相互に非常な不便をもたらしている。各総部間ばかりではなく、そのなかの各研究部などでさえ孤立しているありさまである。

つまらないセクシヨナリズムあるいはバルテイザン的な行き方を排して、これらのヨコの結びつきをも強化しなければならぬ。

このようにしてはじめて強固なる自治活動が行われるのであり、何度もいわれ、また何度も口にする「学問の自由」も、このようにしてはじめて、かちとるための基盤が与えられるものであるといわねばなるまい。

二十世紀の前半は、正に原子爆弾を頂点とする人間性破壊の時期であつた。しかもさらに、理論的には、その千倍もの破壊力をもつといわれる水素爆弾さえ出現し初めた。十九世紀の末から急速に発展した人類の科学はそのまゝ人間性破壊の武器として、しつように人類の上におおいかぶさつている。しかし、科学がそのまま人間性破壊の具ではない、それはいうまでもなく政治権力によつて、である。かくて、二十世紀の後半が如何なる方向に向つて進むべきか、

その任は二十世紀の後半を背負つて起つべき学生を含めた青年にある。ナチズムに対するフランス青年のレジスタンスを見よ！学生の自治活動は、そのまま世界史の動きにつらなっていることを銘記しておかねばならない。

四一〇 九州大学第一分校学生自治会規約

九州大学第一分校学生自治会規約

第一章 総則

第一条 本会は九州大学第一分校学生自治会と称す。

第二条 本会は九州大学第一分校学生の自治機関として、国際学連並びに全日本学生自治会総連合の下に平和・独立・民主的な教育ならびによりよき未来のために、学園の自治を確立し学生の基本的人権と学問の自由とを守り会員相互の親和・学芸の研鑽・身体の練磨・生活の確保に努め会員全般の利益の発展向上を計るを目的とする。

第二章 構成及び機関

第三条 本会は九州大学第一分校学生会員を以て構成される。

第四条 本会は学生大会、代議員会、自治委員会の三機関を常置する。

第三章 学生大会

第五条 学生大会は本会最高の決議機関である。

第六条 学生大会は会員全体を以て構成され決議は本会の名に於て行い、その一切の行動の責任は、全学生が之を負う。

第七条 学生大会は左の場合に自治委員会が之を召集する。

- 一、全学生の六分の二以上の要請があつた場合。
- 一、代議員会の決議があつた場合。
- 一、自治委員会の決議があつた場合。

第八条 学生大会は全学生の三分の一以上の出席によつて成立する。

第九条 学生大会の決議は出席学生の二分の一以上を以て可決する。

第十条 学生大会は毎年二回以上開かねばならない。

第十一条 傍聴者の出席並びに発言に関しては学生大会の同意に従うものとする。

第十二条 学生大会の出席数が定数に充たない場合、又は学生大会の開催が困難な場合、自治委員会は学生大会に代えて全学生投票を行うことが出来る。

第十三条 全学生投票は全学生の三分の二以上の投票に依り有効となり決議は投票数の過半数を以てする。

第四章 代議員会

第十四条 代議員会は学生大会の代行機関としてその一般的業務を協議する。

第十五条 代議員会は左の場合、自治委員長が之を召集する。

- 一、全学生の八分の二以上の要求があつた場合。

一、代議員数の四分の一以上の要請があつた場合。

一、自治委員会の決議があつた場合。

第十六条 代議員会は代議員総数の二分の一以上の出席により成立する。

第十七条 代議員会の決議は出席代議員の二分の一以上を以て可決する。

第十八条 傍聴者の発言は代議員会の同意に従うものとする。

第十九条 代議員は各クラス三名選出される。

第二十条 代議員会は年に二回以上開催される。

第二十一条 代議員の任期は一ヶ年とし重任は妨げぬ。

第五章 自治委員会

第二十二条 自治委員会は学生大会、代議員会の決議を執行する。

第二十三条 自治委員会は次の如き二十三名を以て構成される。

一年文科代表 五名。一年理科代表 四名。二年文科代表 五名。

二年理科代表 五名。文化部サークル代表 一名。運動部代表

一名。厚生部代表 一名。寮代表 三名。

第二十四条 自治委員会は自治委員総数の二分の一以上の出席に依り成立し決議は出席自治委員の二分の一を以てする。

第二十五条 自治委員会は原則として毎月一回定期に開催される。

第二十六条 自治委員会は左の場合自治委員長が召集する。

一、全学生の十分の一以上の要請があつた場合。

一、代議員会の決議があつた場合。

一、中央委員会の決議があつた場合。

一、自治委員長が必要と認めた場合。

第二十七条 自治委員は年二回定期的に改選される。但し重任は妨げない。

第二十八条 自治委員長は自治委員中より適当に互選する。

第二十九条 自治委員会は中央委員会及び書記局を以て構成する。

第三十条 中央委員会は自治委員長、委員長、書記長及び各局長を以て構成する。

第六章 リコール

第三十一条 代議員会は次の場合解散する。

一、学生大会に於て不信認が可決された場合。

一、全学生の十分の一以上の解散要求があつた場合。

一、代議員会が自ら解散を決議した場合。

第三十二条 代議員個人はその代議員選出クラスの決議によりリコールされる。

第三十三条 自治委員会は次の場合解散する。

一、学生大会に於て不信認が可決された場合。

一、全学生の十分の一以上の解散要求があつた場合。

一、代議員会に於て不信認が可決された場合。

一、自治委員会が自ら解散を決議した場合。

第三十五条 リコールが成立した場合、自治委員会は直ちに必要措置を取らねばならない。

第七章 会 計

第三十六条 自治委員会はその決定した一定の会費を、学生大会の承認を得て本会員より徴集する。

第三十七条 予算原案は書記部が毎年度初め作製し自治委員会に提出し決定する。尚予算原案は自治委員会提出十日前に全学生に揭示しなければならぬ。

第三十八条 会計は書記部が之を担当し学期末及び自治委員会の要求により会計報告をしなければならぬ。

第三十九条 予算決定後は各関係責任者にその使用をすべて委任する。但し自治委員会の要求により会計報告をしなければならぬ。

第八章 サークル

第四十条 各サークルはすべて自治委員会の下に設置され、サークルの設立及び解散は自治委員会に届出て、その承認を得なければならぬ。

第四十一条 サークルは本会員により構成され、加入希望者を除外してはならない。

第四十二条 各サークルは各部責任者会議を開き自治委員会に必要な要請をなし得る。

第四十三条 本会の目的にかなうサークルは原則として予算を受け

得る。

第四十四条 各サークルは毎年度会計報告及び主要行事報告を自治委員会にしなければならぬ。

第九章 補 則

第四十五条 本規約の改正は学生大会に於て三分の二以上の承認を得なければならぬ。

第四十六条 自治委員会は本規約及び学生大会、代議員会の決議を執行するに必要な規定を定める。

第四十七条 本規約は一九五二年六月よりその効力を発生する。

第四十八条 不当なる処分を受けた学生はこれを自治会員として認める(昨年二月附口)

以上

四一 学生運動口火切る イールズ講演に逆効果

〔九州大学新聞〕第二九二号

一九五〇(昭和二五)年四月下旬)

学生運動口火切る

イールズ講演に逆効果

昨年七月十九日新潟大学においてCIE教育局イールズ氏が赤色教授追放提案の講演を行い、各方面で多大の反響を呼びそれ以来各地で同様な講演を行っていたが、四月十日、十一日の二日にわたって

イールズ、タイパー、ニューフィルドの三氏が招かれて九大を訪れ、共産主義者は教授としての資格がないと強調、現在、公務員法によつて教授を始め学生の政治活動禁止が行われ、九大でも、十月に赤い教授追放が表面化した。うやむやのうちにはうむられ現在に至つていので学生の注目の中に講演及び会議がすすめられ学生代表として出席した学友会中執委は学問の自由を強調し、反共宣伝によつてファシズムが擡頭した歴史的事実から次に来るものはファシズム復活であると、強い反対を表明、同会議に出席した各学校学生代表もこの点大体意見が一致し新制大学の連絡組織結成の動きが生れたのは大きな収穫といえる、今度のイールズ講演で特に注目されたのは共産主義者であると立証された時に始めて教授は追放されるべきであるとのべたことである

出席者は九大（新、旧）を始め福岡学芸大学、佐賀大、九州工大、大分大学、福岡女子大、福岡商大、西南学院大学、北九州外語大学、久留米大、八幡大、九州歯大の教官および学生と西南女子短期大、西南短期大、別府女子短期大の教官が出席、十日九時半から講堂でイールズ、タイパー、ニューフィルド氏の講演があつた。イールズ氏の講演の要旨はつぎの通り

大学の目的は、学校教育法に良い表現を与えておるが、日本の平和国家への再建のために非利己的である。しかし共産主義教授は自由でないから教授たるの資格がない

① 憲法で思想の自由は保証しているがこれは政治上の権利で教授であることは特権である。権利と特権は混同してならない

② 共産主義教授は党から指令をうけ自由でないから思想の自由を放棄したものである

③ 日本の共産主義者に対する指令はどこでも同じで、共産主義はどここの国でも危険である

④ 芸術、文学、哲学、神学などもすべて共産主義の立場からゆがめ再編して教育するから政治経済の教授だけが関係があるのではない

⑤ 他のイデオロギーと同じく、共産主義者も研究する自由があるという人もあるが、共産主義の悪いことはわたしは疑わぬ、殺人の罪悪を教えるのに殺人犯人から教えらるる必要はない

⑥ 予防は治療にまさるといわれる、われわれは狂犬の性質をよく知つてゐるから、狂犬がかみつくのを待つより、その先に片づけらるべきである

とのべ、ただ、桃色の教授や、進歩的教授は追放すべきでなく、共産主義者と立証されたとき追放すべきであると結んだ

ついでタイパー氏が立つて日本の大臣には皮肉と混乱が充満しておりその理由として過去の報国的組織から現在への急激な移行、学生の混乱させる少数の共産主義者がいることなどをあげ、学生自治会は相互の啓蒙、新入生に大学の意義を説明すること、社交、カリキ

ユラム以外で組織的に学生を指導することなどをあげ、教官をその顧問にもつ必要があるとのべた

ニューフィロド氏は体育、スポーツを学問同様に重視し、健康な心身を養成しなければならぬと語った

午後一時三十分から四時半まで、工学部会議室でイールズ氏を囲み本学からは学生及び学部長が出席して大学行政に関する会議、タイパー氏は本部署務室で各大学の学生補導係官、教官、学生が出席し学生自治に関する会議、ニューフィロド氏は学生と体育方面の教官が出席して法学部第七実習室で保健体育に関する会議を、それぞれ行った、九大は学友学中執委が出席、第二日目まで会議が続けられた、タイパー氏との会議の席上、学生側は学生運動は、自治活動の一環として学生々活を守るためには必然的に政治活動になり、学生生活防衛のためにはまず平和を守らねばならぬと強調し、青山教授が「平和への関心は一部の人やコミニストだけでなく多くの日本人の関心である、このことをタイパー氏へ伝えて欲しい」と発言があり注目を引き、学生の強い反対意見にタイパー氏は「各自の意見は違つてもよいと思う」と答えた

十一日三時三十分から一時間にわたつて工学部講堂に全出席者を集めてニューフィロド、タイパー、イールズの各氏がそれぞれ総括的講演を行った

運動統一戦線を結ぶより方法のないことを確認させ、逆効果を生んだ。

最後に菊池学長が立つて次のようにのべた

「追放必要なし」

菊池学長談 学園内の政治活動については教育基本法八条に明確に規定している、この基本法八条は守らねばならないと思うが、また現在九大では守られていると思うので問題はないと思う

四二二 五・二六抗議集會に千余名

『九州大学新聞』第三八八号

一九五六（昭和三一）年六月一〇日

五・二六抗議集會に千余名

全学生総決起福岡地区大会

悪法粉砕

五大学はじめて結集

まだ弱い学生の力

第二波の小選挙区法案撤回、教育三法案反対全国学生総決起福岡地区大会は、快晴にめぐまれた五月二十六日午後二時より福岡市スポーツセンター横広場で福岡地区五大学（九大、学大、西南大、福女大、福岡大）から千三百人あまりが集まつて開かれた。まず議長団に大江（九大）松本（学大）吉瀬（福岡大）の三君を選び社会党、

共産党、全学連中央委など二十一団体からのメッセージに続いて大会実行委員長の家浦正己君（九大）の経過報告、西南大、学大、久留米分校、学大本校の清瀬文相、文部省福田学術局長あての抗議文を採択。そして現在まで学芸大新卒生が一人も就職できていないことから、学大新卒生の完全就職も運動の主眼目標に含み①平和憲法を守れ②政府、自民党は小選挙区法修正案を撤回せよ③教育の国家統制をうながす教育三法案反対④教育志望者に完全就職を、の中心スローガンをはじめとする十二の大会スローガンを満場一致で採択し、最後に九大運営委員の松木君が『われわれは銃をとらない。われわれはわだつみの悲劇をくり返ささない』と力強く大会宣言を行って午後三時半抗議集会は終了。続いて市中デモ行進にうつった。自民党本部から県庁横、東中洲、土居町と博多の目抜き通りを行進、土居町ではついに九大生から蛇行デモを敢行し、呉服町で『平和と自由を愛する福岡地区学生の団結万歳』を三唱、初めての市内五大学参加による五・二六福岡地区決起大会は午後四時半とどこおりにくその幕を閉じた。

本学から四百人参加

九大学友会の発表では、この日の参加人員は九大が四百八十人、学芸大が三百人、西南大が百八十人、女子大が百六十人、福岡大が二百人で計千三百二十人というから、まずまず予想通りだったようだ。九大では午後一時半、正門前に最初集つたのが約二百五、六十人。

さきのメーデーのときと同じく農学部大学院の吉武君をリーダーとして出発したが、この日はノボリが多く中でも目をひくのが先日の開学祭のとき立てられ、十六日の集会にも使われた、小選挙区法案反対、憲法改悪反対、教育三法反対の大ノボリ。歌も歌わず出発したが折から下校時とあつて付近の筒松中学の生徒が正面に群がり、頼んまつせと声援していた。

医学部に入ると、ちようと講堂で学生集会が開かれ、森田助教（理）の講演中。暫時休憩して医学部と合流したデモ隊は二時過ぎ会場に向かい、定刻より一時間おくれて到着。そのころには九大生参加数は四百近くにふくれあがっていた。

大会中、会場には数名の私服刑事の張り込みがみられ、一部に緊張した空気も漲っていたが、なんのイザコザもなく、暑い日さしのもと、常に整然と秩序をもつて大会は進行していった。また、この大会に当たり、自治会成立直後の西南大で学生の総決起参加に多大の努力を払った西南学院大学新聞会の働きは、各大学自治会より深く感謝されている。また珍らしく多数参加した西南大のうち神学科のブリーダーにはさすがに聖書からの文句があつた。悟りなき幸は残忍な圧制者だ、悪しき者が権力を握ると罪をます。

アメリカ文化センター前では、機械の中の青春（六月六日より大博劇場）に出演のため来福中の新協劇団、小林寛君と相生千恵子さんがデモ隊に拍手と声援を送っていたが、お隣の自民党県本部は

果敢な学生のシユプレヒコールに氣押されたか、ひっそり閑としていた。

「電車通りでは蛇行デモは行わない」という市警との申し合わせで東中洲、博多銀座の繁華街も「肅々」と行進していたデモ隊も「怒りと熱」を抑えきれずついに九大は土居町に至つて蛇行デモを敢行してそれを爆発、他大学も次々と行い、博多大丸前は全く蛇行デモと喚声につつまれた。

こうして全国百五十の自治会とともに起つた福岡地区決起大会は、まだまだわれわれの力は弱い。今日のこの団結をゆるめることなく闘う」ことを確認して解散した。

